

# 平成 15 年度の環境政策の企画立案に向けて

～平成 13 年度事後評価のまとめと今後の方向性～

## 基本的な考え方

- ・ 環境省では、この度、環境省政策評価基本計画及び平成 14 年度環境省政策評価実施計画に基づき平成 13 年度に行った施策について事後評価を行い、それをもとに環境政策の各分野を網羅する事後評価書を別紙のとおり取りまとめました。
- ・ 環境省における事後評価の目的は、省の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することです。このような観点から、環境省では網羅的な事後評価書とは別に、事後評価をもとに平成 15 年度の環境政策の企画立案及び施策の見直しをどのような方向で行うべきかをわかりやすい形で示すこととしました。
- ・ このため、環境政策の各分野のうち、国民のニーズや対応の緊急性、政策全般を効果的に実施するための必要性等の観点から、平成 15 年度に重点的に取り組むべき 7 つの分野を取り上げ、この 7 分野について、特に重点的に評価を行い、今後の取組の方向を明らかにすることとしました。
- ・ 第一に挙げる分野は「地球温暖化対策」です。  
京都議定書の締結の節目となる本年から、同議定書の 6 %削減約束の達成に向けて、「脱温暖化社会」の構築への歩みを確かなものとし、温室効果ガス排出量を減少基調へと転換させるためには、まず本年 3 月に決定した新しい地球温暖化対策推進大綱を政府が一体となって着実に推進しなければなりません。また、増加傾向にある民生部門や運輸部分に係る地域・日常生活対策の充実、京都メカニズムの活用のための基盤整備、米国や中国・インド等の途上国を含むすべての国が参加する共通のルール構築、途上国の参加促進のための科学的向上の支援が必要です。このような状況の下、経済財政諮問会議で取りまとめられ、6 月 25 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(以下「基本方針 2002」と略)では、「平成 15 年度財政運営のあり方」における「重点的に推進すべき分野」として「地球環境問題への対応」が挙げられており、その中の「重点化・効率化の考え方」において「地球温暖化についての研究開発、我が国の温室効果ガスの削減・吸収...に直接つながる事業」が掲げられたところです。
- ・ 第二の分野は「循環型社会に向けた廃棄物・リサイクル対策」です。  
環境省では今年度中に循環型社会形成推進基本計画を作成することとしており、15 年度はこの基本計画の初年度として、リデュース・リユース・リサイクルという 3 R 施策をより一層推進していく必要があります。なお、「基本方針 2002」においても、「重点的に推進すべき分野」として「循環型社会の構築」

が挙げられるとともに、その中の「重点化・効率化の考え方」において「廃棄物処理、リサイクル等いわゆる3Rの着実な推進、バイオマスの利活用」が掲げられています。

- ・ 第三の分野は「環境ビジネス・環境研究技術の振興」です。  
社会経済システムそのものを持続可能なものへと転換していくためには、環境ビジネス、及びその基盤となる環境技術や環境研究の振興を図り、技術革新、雇用創出、将来の損害回避等を通じて我が国経済の長期的な対外競争力を強めることが必要です。「基本方針 2002」でも、経済活性化戦略における30のアクションプランの一つとして「環境産業の活性化」が位置づけられており、また「重点的に推進すべき分野」の一つである科学技術においても、「環境」は更なる集中と戦略的重点化を図るべき重点4分野の一つとされています。
- ・ なお、以上の3分野に関しては、  
我が国は、二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制を図る「脱温暖化社会」と、廃棄物等のリデュース、リユース、リサイクル(3R)に向けた「循環型社会」の双方を兼ね備えた社会の構築する必要があること、  
このような社会の構築を迅速に、かつ我が国の目下の課題である経済の活性化を図りながら進めていくには、環境ビジネスや環境技術研究等の振興を図り環境分野への投資を集中・促進することにより、環境制約を新たな成長要因に転換させ、環境と経済の統合を一層進めることが必要であること、  
という関連性があることから、平成15年度の環境省の重点施策を打ち出す際にはこの点を十分考慮してストーリーを示していきます。
- ・ 第四の分野は「自然生態系の保全・再生」です。  
本年3月、「自然と共生する社会」を実現するためのトータルプランとして、新・生物多様性国家戦略が制定されました。この中では、生物多様性の問題点を「3つの危機」として整理するとともに、それに対応する施策を「自然再生」や「里地里山の保全」、「移入種対策」や「NPO・市民の参加」など具体的に提示しています。本戦略に基づき生態系の保全・再生を進め、良好な地域環境の創造を図ることは、地域の個性ある環境を生かした活力ある社会の構築にもつながります。なお、「基本方針 2002」でも、「地球環境問題への対応」に関する「重点化・効率化の考え方」の中に「多様で健全な森林の育成など自然生態系の保全・再生に直接つながる事業」が掲げられたところです。
- ・ 第五の分野は「化学物質等による環境リスクの管理」です。  
化学物質に関しては、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRT制度による届出が本年から開始され、事業者からの化学物質の環境中への排出量等が明らかになります。このような状況を踏まえながら、化学物質等による環境リスクを的確に評価するとともに、大気や水質等の環境媒体におけるリスク管理に適切に反映させていくことが重要となっています。また、環境リスクについて、市民、産業、行政の間で情報を共有しつつ、相互理解を図るというリスクコミュニケーションの推進が必要です。さらに、生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質による環境汚染の防止を図るため、生態系保全も視野に入れた

化学物質の審査・規制の枠組みを導入する必要があります。

- ・ 第六の分野は「環境教育・環境保全活動の活性化」です。  
今日の環境政策上の問題を解決するためには、国民や事業者、行政等の様々な主体が自らの問題として環境問題を捉え、自主的、積極的にその解決に取り組んでライフスタイルや社会経済活動の在り方を環境に配慮したものへ変えていく必要があります。そのためには、あらゆる年齢層を対象として、すべての環境政策に関連する重要な課題である、環境教育・環境学習や自主的な環境保全活動の活性化を様々な場面で図っていくことが重要です。現在、中央環境審議会ではこのような観点から「環境保全活動の活性化方策のあり方について」審議を進めています。また、本年5月27日から6月7日にインドネシア・バリ島で行われたヨハネスブルグサミット準備会合では、「持続可能な開発のための教育の10年」について、2004年での国連総会での採択を目指すことについて「ヨハネスブルグサミット実施計画」に盛り込まれることが合意されました。これらの動きも踏まえながら、環境教育・環境保全活動の活性化についての従来の方針を評価し、今後の方針の進め方について考えていく必要があります。
- ・ 第七の分野は「ヨハネスブルグサミットを踏まえた国際協力の展開」です。  
本年8月26日から9月4日に開催されるヨハネスブルグサミットでは、10年前のリオ地球サミットで採択されたアジェンダ21の実施状況や地球サミット後に生じた課題等を検証し、今後の取組の強化を図ることが目的とされています。地球サミットでの課題である「持続可能な開発」への動きが途上国においては未だ十分でない点が見られることから、ヨハネスブルグサミット以降この取組を強化していくため、特に我が国にとっては地理的に近いアジア・太平洋地域の国々を中心にどのような国際的貢献を行うべきか、ということが大きな課題です。
- ・ 今日の環境問題の多くは、国民の日常生活や通常の事業活動に起因するものです。このまま大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産と消費のパターンを続けていけば、早晚環境の制約に直面し、私たちの生存と活動の基盤である環境を破壊し、社会経済の行き詰まりをもたらすことになるでしょう。今こそ、社会全体にわたる変革を通じて社会そのものを持続可能なものに変えていかなければなりません。
- ・ このため、環境省としては、国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国などの社会を構成するあらゆる主体が、自らの行動に十分な環境配慮を織り込んでいくことが必要であるとの認識の下、そのための社会基盤づくり、パートナーシップ構築の重要性を念頭に置いて、上記の7分野ごとに施策の現状と課題を整理・評価した上で、各分野における15年度の施策の方向性を明確にし、今後の環境政策の企画立案作業を進めていきます。

## 重点分野ごとの施策の現状と課題、今後の方向性

### 分野 1：地球温暖化対策

#### 【現状】

- ・ 人間活動の拡大に伴って二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが人為的に大量に大気中に放出されることで、温室効果が強まって地球が過度に温暖化するおそれが生じています。特に二酸化炭素はその人為的な排出量が膨大であるため、温暖化への寄与度が大きくなっています。
- ・ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告では、1990年から2100年までの全球平均地上気温の上昇は、1.4～5.8と予測されています。
- ・ 地球温暖化による影響としては、海面の上昇、気候の変化による農業・食糧供給への影響、水資源への影響、生態系への影響、人間の健康への影響などが予測されています。
- ・ 平成9年12月に京都で開催された、「気候変動枠組条約」の第3回締結国会議において、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に、1990年（基準年）レベルから6%削減することを内容とする京都議定書が採択され、我が国は本年6月に本議定書を締結いたしました。
- ・ しかしながら、我が国の温室効果ガスの排出量は、2000年度で1990年（基準年）比約8.0%増加（特に、民生分野、運輸分野で大きく増加）しており、6%削減約束を達成することは、決して容易なことではありません。

#### 【これまでの取組と課題】

- ・ 我が国として、京都議定書の削減約束を達成するため、平成14年3月新しい地球温暖化対策推進大綱を決定し、「環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築」、「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」、「国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取組の推進」、「地球温暖化対策の国際的連携の確保」の基本的考え方の下に、100種類を超える対策・施策のパッケージを取りまとめました。
- ・ 2002年（平成14年）の京都議定書発効に向けて、平成14年6月に京都議定書を締結し、国内担保法である地球温暖化対策推進法が改正されました。
- ・ 地球温暖化防止のためのライフスタイルの変革に向けた実践活動を呼びかけていくため、各界のオピニオン・リーダーからなる「環の国くらし会議」を平成14年2月に設置し、様々なアイデアを出すとともに情報発信を行っています。
- ・ 新しい大綱に基づくステップ・バイ・ステップのアプローチの下で、まず第1ステップ（2002～2004年）における地球温暖化対策を着実に進めていく必要があります。
- ・ 今後、廃棄物処理施設や自然体験施設等について、地球温暖化対策の観点から整備を行うほか、二酸化炭素の吸収源としての森林の保全対策を林野庁と共同で進めていく必要があります。
- ・ 住宅・建設物に係る各種の温暖化対策を始めとする民生部門における対策を強力に推進するとともに、運輸部門からの温室効果ガス排出削減と自動車を原因とする大気汚染の防止を図るため、環境負荷の少ない交通の実現に向けた取

組を強化する必要があります。

- ・ 地球温暖化センター、地域協議会及び推進員を活用し、国民レベルでの消費、生活のグリーン化を進める必要があります。
- ・ このほか、温室効果ガスの排出・吸収量の管理体制の整備、クリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）、共同実施（ＪＩ）等京都メカニズムの活用のための基盤整備を行うとともに、地球温暖化対策に関する技術開発の支援や事業者、国民、地域等における取組の支援を行っていく必要があります。
- ・ 地球温暖化対策税制については、平成 13 年 10 月に中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の下に地球温暖化対策税制専門委員会を設置し具体的な制度面での検討を進め、本年 6 月には中間報告を取りまとめたところであり、具体的な制度案の策定等について引き続き検討を進める必要があります。また、温暖化対策のための研究開発や設備投資に係る税制面での優遇措置等の拡充を検討していく必要があります。
- ・ 今後、2013 年以降の第 2 約束期間も視野に入れながら、温室効果ガス排出量の多い米国等の先進国や中国・インド等の途上国の積極的な参加が得られるよう、継続的な働きかけや途上国への技術的支援を行っていくとともに、国内における更なる温室削減効果ガス削減について検討を始める必要があります。

#### 【15 年度の方向性】

京都議定書での 6 %削減約束の達成を確実にするため、地球温暖化対策推進大綱を政府一体となって推進します。特に、増加傾向にある民生部門や運輸部門に係る地域・日常生活対策の充実、京都メカニズムの活用のための基盤整備、米国や中国・インド等の途上国を含むすべての国が参加する共通のルールの構築、途上国の参加促進のための科学的能力の向上の支援などに強力に取り組みます。

また、本年 6 月に取りまとめた中間報告で示された温暖化対策のための環境税の在り方について検討を進めます。

## 分野 2：循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策

### 【現状】

- ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動により、大気、水、土壌等の環境に過大な負荷を与えており、自然界の物質循環を阻害し、公害や自然破壊等をはじめとする環境問題を生じさせています。
- ・ 平成 11 年度の廃棄物の排出量は、一般廃棄物が年間約 5 千 4 百万トン、産業廃棄物が約 4 億トンとほぼ横ばいで推移しています。また、リサイクル率は、一般廃棄物で 13 %、産業廃棄物で 42 %に増加しています。
- ・ 近年、廃棄物に対する忌避感情に加えて、不法投棄事案の多発等により廃棄物処理に対する国民の不信感、不安感が増大し、廃棄物処理施設の整備が困難になっており、このため、特に最終処分場の不足が深刻であり、平成 11 年度におけるその残余年数は、一般廃棄物については全国平均で 12.3 年、産業廃棄物については全国平均で 3.7 年となっています。
- ・ 平成 12 年度の不法投棄件数は 1,027 件、投棄量は 40.3 万トンと依然として多く、不法投棄件数は 1,000 件を下らず、投棄量も 40 万トン前後で推移しています。
- ・ 平成 12 年の廃棄物焼却炉から排出されたダイオキシン類の量は、一般廃棄物焼却施設で平成 9 年比 80 %減、産業廃棄物焼却施設で平成 9 年比 63 %減となっています。
- ・ 平成 12 年度末の汚水処理施設整備率は 71%であり、このうち、合併処理浄化槽の整備率は 7.2%となっています。

### 【これまでの取組と課題】

- ・ 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年）により、循環型社会の基本的枠組みができるとともに、現在までに各種リサイクル法が順次施行されており、平成 14 年 7 月には自動車リサイクル法が制定されました。これら各種リサイクル法の整備により全体として概ね順調にリサイクルの推進が図られているところであり、今後、リサイクルされた再生品の需要を喚起していくことが必要です。
- ・ 平成 14 年度末までに、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的な数値目標や各主体の果たすべき役割等に関する「循環型社会形成推進基本計画」を作成することとしています。
- ・ 廃棄物処理法に基づく国の基本方針において、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進に努め、一般廃棄物については、平成 9 年度に対し、平成 22 年度において、排出量を約 5 %削減し、再生利用量を約 11 %から約 24 %に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減、産業廃棄物については、平成 9 年度に対し、平成 22 年度において、排出量の増加を約 12 %に抑制し、再生利用量を約 41 %から 47 %に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減することを目標に掲げ対策に取り組んでいます。
- ・ 平成 9 年度から、地域における資源循環型経済社会構築の実現に向けて、ゼロ・エミッション構想推進のため、「エコタウン事業」を実施しており、現在までに 15 地域を承認し、総合的・多面的な支援を行っています。
- ・ 平成 14 年度末までにダイオキシン類の大幅な削減を図るため、主要な発生

源である廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の本格規制を行うとともに、集中的・重点的な国庫補助により一般廃棄物焼却炉のダイオキシン類対策を進めました。

- ・ いままで処理することができなかったPCB廃棄物の適正処理に関する法律を平成13年度に制定し、今後15年間で処理を完了するための制度を整備しました。これを受け北九州市でPCB廃棄物の処理施設の立地が具体化するなど、処理体制の整備に向けた施策が着実に進展しています。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄については、累次の廃棄物処理法の改正により規制を強化し排出事業者責任の徹底を図っており、これにより、産業廃棄物処理の「確実かつ適正な処理」への転換を進め、優良な産業廃棄物処理業者が市場の中で優位に立つ構造への転換を進める必要があります。
- ・ 行政処分増加や監視体制の強化等により、不法投棄件数は2年続けて減少傾向にありますが、依然として不法投棄量は多く、その手口も悪質化、巧妙化しています。
- ・ 不法投棄等の不適正処理を防止するためには、IT等を活用した不法投棄監視の高度化を図るとともに投棄された廃棄物の原状回復措置の効率的な推進を支援する必要があります。
- ・ 循環型社会構築のために必要な廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政的・技術的支援について、これまで以上に充実するなど今後とも着実に実施していく必要があります。また、その際地球温暖化対策も視野に入れながら、施設整備を進める必要があります。
- ・ 最終処分場の信頼回復や容量確保に向けた不適正最終処分場の適正化、最終処分場の再生及び新世代型処分場の普及が必要となっています。
- ・ 一方、河川、湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進するため、下水道や農業集落排水施設等の集合処理と連携を図り、地域に応じた効率的な合併処理浄化槽の整備を行っています。
- ・ 中小市町村における污水处理施設の整備が今後の課題であり、地域の特性や経済性を考慮した合併処理浄化槽の整備や市町村が運営主体となる特定地域生活排水処理事業の効率的な推進が必要となっています。

#### 【15年度の方向性】

平成13年度策定の国の基本方針及び14年度末までに策定予定の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、廃棄物等のリデュース、リユース、リサイクルといった3Rの推進に努めるとともに、産業廃棄物については、今後とも排出事業者責任を徹底し、優良な処理業者が優位に立つような構造改革を引き続き進めるなどにより、不法投棄をはじめとする不適正処理を防止し、産業廃棄物処理に対する信頼を回復していきます。

また、地球温暖化対策も視野に入れながら、循環型社会構築のための廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の整備を促進します。

### 分野3：環境ビジネス・環境研究技術の振興

#### 【現状】

- ・ 今日環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与える経済的手法や、環境情報の開示と提供を進めることにより各主体の環境に配慮した行動を促進する情報的手法は有効な手段となっています。
- ・ ISO 14001 認証取得については、近年、環境マネジメントシステムの構築を通じた環境経営の実践、取引先の要請などから、認証取得件数は伸びており、平成14年5月末現在では9,323件となっています。
- ・ 環境報告書、環境会計を導入している企業は、平成13年度ではそれぞれ579社、491社と前年度より多く、年々着実に増加しています。また、原材料等の選定に当たって、環境配慮（グリーン購入）している企業は、平成13年度で、1,450社となっています。（平成13年度環境省調査）
- ・ 環境ビジネスについて既に事業展開している企業は、平成12年の825社から平成13年度の965社へ着実に増加しています。また、今後環境ビジネスに取り組みたいとしている企業も平成12年の456社から平成13年度の800社へと急増しています。（平成13年環境省調査）
- ・ 環境ビジネスの市場規模は平成9年現在24兆7千億円で、年平均伸び率3.7%の成長産業となると見込まれ、平成22年には40兆1千億円に達し、雇用規模も69万5千人から86万7千人に達すると推計されています。
- ・ 総合科学技術会議では、平成15年度に特に重点を置き、優先的に研究開発資源を配分する分野として、ライフサイエンス、情報通信（IT）、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野が示されています。
- ・ 平成14年4月の中央環境審議会第一次答申「環境研究・環境技術開発の推進方策について」では、ナノテクノロジー等の最新技術への応用、環境分野の競争的資金の拡充、産学官連携、地域における研究開発の推進、環境技術の実証等の重要性が指摘されています。

#### 【これまでの取組と課題】

- ・ 経済的手法については、従来から日本政策投資銀行等の政府関係機関による公害防止施設等に対する融資を行っています。また、税制上の措置として、再商品化設備、環境保全に資する施設等に係る税制上の優遇措置や排出ガス・燃費の性能に応じて税率に差をつけるいわゆる自動車税のグリーン化が講じられています。
- ・ 事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、環境マネジメントシステム、環境会計、環境報告書、環境活動評価プログラムの普及等を行うとともに、グリーン購入法に基づき、調達方針を作成し環境物品の調達を行っています。
- ・ 環境ビジネスについては、現状と将来予測、ビジョンについて、これまでに各種の調査報告書を取りまとめるとともに、環境ビジネス研究会を開催しヒアリングを実施しました。今後は、モノづくりだけでなくサービスも含めた環境ビジネスの振興に向け、環境ビジネスを展開している企業等との意見・情報交換の場作り、グリーン購入や環境ビジネス推進のための情報提供の場の設置、対象品目の拡充を始めとしたグリーン購入の一層の促進や環境技術の実証を行う体制の確立等によるエコプロダクツ（環境配慮型の製品・サービス）の市場

形成や活性化、地域に根ざした環境ビジネスの振興等、具体的な支援策の検討を行っていく必要があります。

- ・ 近年、経済発展が進んでいるアジア地域を始めとする世界各地の環境ビジネスの動向を調査把握するとともに、我が国の環境情報・エコプロダクツ情報の情報発信を積極的に行い、我が国の先進的な環境技術のアジア地域への普及を図り、アジアを巻き込んだ環境ビジネスの展開を図る必要があります。
- ・ また、今後も規制や技術開発の動向を踏まえ、環境技術の開発等を促進するため適切な税制優遇措置を講じていくことが必要です。
- ・ 独立行政法人国立環境研究所において、地球温暖化等の重点研究プロジェクトや循環型社会形成推進に関する研究等環境行政のニーズに対応した政策対応型調査、長期的視点に立った基盤的調査・研究等を行っています。また、国立水俣病総合研究センターにおいては、水俣病に関する臨床的・基礎医学的基盤研究及び水俣病に関する内外への情報提供等を行っています。
- ・ 各府省の試験研究機関等が実施する地球環境保全及び公害防止並びに自然環境の保護及び整備に関する試験研究費について、環境省において予算の一括計上・配分を行うことにより、国における環境保全に係る試験研究の調整を行っています。
- ・ 地球環境研究総合推進費や廃棄物処理等科学研究費などの競争的資金については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、研究課題のより適切な評価を行うとともに、資金の拡充を図る必要があります。
- ・ 総合科学技術会議の15年度の資源配分の方針において指摘されている環境分野と他分野（ナノテクノロジー等）との融合領域の取組、人材の育成、地域における科学技術の一層の推進を図る必要があります。
- ・ また、地域における科学技術の振興を図るため、環境技術の普及・促進を目的として、環境技術の環境保全効果等についての客観的な実証を行う必要があります。

#### 【15年度の方向性】

脱温暖化社会・循環型社会を迅速に構築し、同時に経済の活性化を図るため、環境ビジネスの活性化を積極的に進めます。このため、環境ビジネスに係る情報提供、海外への積極的な情報発信や企業等との意見交換の場の設置、グリーン購入の促進等、環境ビジネスの展開、エコプロダクツの市場形成などに資する具体的な支援策を検討し、推進します。

また、環境研究・環境技術開発については、ナノテクノロジーなど他分野との融合領域の取組等を進めるとともに、環境技術の実証モデル事業の実施により環境技術の普及・促進等を推進します。

## 分野 4 : 自然生態系の保全・再生

### 【現状】

- ・ 我が国の自然環境を概観すると、自然林、二次林は減少し、植林地、市街地、造成地等は増加傾向にあります。湖岸、海岸の状況では、自然湖岸、海岸が減少し人工湖岸、海岸が増加しています。また、藻場や干潟も減少しています。
- ・ 我が国は、亜熱帯から亜寒帯にわたる気候帯や起伏に富み標高差のある国土であり、脊椎動物約 1,400 種、無脊椎動物約 35,000 種、維管束植物約 7,000 種など多くの種の存在が確認されています。
- ・ 一方、戦後の高度成長期を中心に開発による自然環境の改変が進行し、生物の生息・育成の場を減少させ、多くの種の存続が脅かされるに至っています。
- ・ 絶滅のおそれのある野生生物を取りまとめた通称「レッドデータブック」によると、我が国に生息するほ乳類、両生類、汽水・淡水魚類の 2 割強、は虫類、維管束植物の 2 割弱、鳥類の 1 割強において種の存続が脅かされています。
- ・ 自然公園は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園を併せると 536 万 ha となり国土面積の約 14 % を占めています。また、一年間に約 9 億 4 千万人の人が利用しています。

### 【これまでの取組と課題】

- ・ 我が国の自然環境の現況及び改変状況を把握するため、おおむね 5 年ごとに自然環境保全基礎調査（いわゆる「緑の国勢調査」）を行っています。
- ・ しかし、生物の量的情報や生態系の機能・構造に係る詳細な情報収集は十分果たされておらず、また近年人為的要因により急速に変化している森林、湿原、干潟などの生態系について、長期的・継続的なきめ細かな自然環境情報収集・モニタリングの実施が必要となっています。
- ・ 平成 14 年 3 月に、近年の自然環境の現状や社会経済状況の変化を踏まえて生物多様性国家戦略の見直しを行い、「自然と共生する社会」を政府全体として実現することを目的とした自然の保全と再生のためのトータルプランとして位置づけました。
- ・ 国立公園等の適正な保全管理を進めるとともに、自然や社会環境を熟知した地元住民等を雇用し、管理強化を図るグリーンワーカー事業による登山道整備や不法投棄物の処理等の整備促進等を行いました。今後も地域住民等の参画により国立公園管理の充実を図っていく必要があります。
- ・ エコツーリズム（環境保全型自然体験活動）については、その適正な推進のための枠組みが沖縄振興特別措置法に盛り込まれたところであり、今後は、より環境教育・環境学習の視点を重視しつつ地域における自然環境を活かしたエコツーリズムの普及が必要となっています。
- ・ 里地里山等の二次的自然環境の維持形成に関して、生物多様性保全上の問題点を把握するとともに、生物多様性国家戦略の中で里地里山の保全と持続可能な利用に関する取扱方針を定めました。
- ・ 湿地については、生物の生息地として規模の大きな湿地や希少種が生息する湿地などの「重要湿地 500」を選定し、生物多様性国家戦略の中で湿地の保全の強化と再生に関する取扱方針を定めました。
- ・ 今後、里地里山や湿地の効果的な保全方策の検討や対策の実施が必要となっています。

- ・ 自然と共生する社会を実現するためには、優れた自然を保全することに加え、失われた自然環境の再生を積極的に推進することが必要であり、平成 13 年度から北海道の釧路湿原において各省と連携しつつ地元関係者の参画も得て、自然再生事業に着手したところです。
- ・ 今後、計画段階から専門家やN G O等の参画を得るなど地域の多様な主体の連携による自然再生事業を積極的に推進していくとともに、自然再生事業に参加するN P O等の支援策や実施体制の一層の充実を図っていく必要があります。
- ・ 移入種（外来種）問題については、全体像の把握と今後の取組の方向性及び基本的な対応方針を検討するとともに、固有の生態系に影響を及ぼしている移入種の排除事業を行いました。今後、輸入や利用に先立つ影響の評価について検討を行っていく必要があります。
- ・ 生物多様性条約「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の締結に向けて、遺伝子組換え生物の生物多様性への影響に関する評価等に係る国内措置のあり方について検討を行っており、国内措置を早急に確立しカルタヘナ議定書を締結する必要があります。

#### 【15 年度の方向性】

本年 3 月に改定された新・生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境データの整備を図るとともに、NPO や市民の参加を得ながら、失われた自然環境を再生する事業やCO<sub>2</sub> 吸収源、生物多様性保全上重要な役割を担う森林の保全、生態系の保全、里地里山の保全、移入種対策などを進め、自然環境を活かした地域づくりを進めます。

## 分野 5：化学物質等による環境リスクの管理

### 【現状】

- ・ 現代の社会においては、物の生産などに多種多様な化学物質が利用され、推計で約 5 万種類以上の化学物質が流通し、また、我が国において工業用途として利用されるものだけでも年間 300 物質程度の新たな化学物質が市場に投入されています。
- ・ 化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。
- ・ 今日では、かつてみられたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、極めて多くの化学物質に複合的に長期間暴露されていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。
- ・ 大気環境については、総じて改善傾向にあります。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、大都市地域を中心に環境基準の達成率は依然として低い状況にあります。
- ・ 水環境については、健康項目についての環境基準はほぼ達成されているものの、生活環境項目については、湖沼、内湾等閉鎖性水域において依然として低い状況にあります。また、地下水については、硝酸性窒素等による環境基準の超過率が高くなっています。なお、水生生物保全の観点からの化学物質汚染に係る水質目標は設定されていません。
- ・ 土壌汚染については、近年、工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い、有害物質の不適正な取扱い、汚染物質の漏洩等による汚染が判明する事例が増加しています。

### 【これまでの取組と課題】

- ・ 環境中の化学物質については、分析法の開発、環境残留状況の調査を行うとともに、既存化学物質を効率的・体系的に調査し、環境に対する安全性を評価するため化学物質環境安全性総点検調査を行っています。
- ・ 「環境ホルモン戦略 SPEED'98」に基づき、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質の評価を行っています。
- ・ 人の健康及び生態系に対する影響の観点から化学物質の環境リスク評価を行っています。
- ・ 新たに製造、輸入される化学物質については、化学物質審査規制法により事前審査を行い、人の健康に対する有害性が認められた物質については、使用禁止や製造量の届出の義務付け等の規制を行っています。今後、化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の導入を含めた、より効果的・効率的な体系への見直しが必要となっています。
- ・ P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）と M S D S 制度（化学物質等安全データシート制度）の 2 つを大きな柱とする化学物質排出把握管理促進法が平成 11 年から順次施行されており、平成 14 年末を目途に第 1 回の P R T R データの取りまとめと公表が行われる予定です。
- ・ 農薬については、作物残留及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定を行っており、農薬による環境リスクの低減に大きな効果を上げています。今後、農薬による生態系への影響評価についての検討を強化していく必要があります。
- ・ 化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成 13 年 12 月に市民、産業及び行政の代表からなる「化学物質と円卓

会議」を設置しました。

- ・ 環境リスクに対する国民の不安も大きくなっており、PRTR制度を活用した環境リスクの適切な管理とリスクコミュニケーションの促進に向けた取組を強化することが必要となっています。
- ・ POPs（残留性有機汚染物質）条約に関しては、国内実施計画の検討、埋設農薬の適正管理、POPsモニタリングの実施などを進めており、今後、アジア太平洋地域を中心とした国際的な対応についても期待されています。
- ・ 大気、水、土壌などの環境汚染に対しては、従来から、環境基準の設定や排出規制等の対策を講ずるとともに、汚染の状況の監視を行ってきました。
- ・ 自動車排出ガス対策としては、自動車NOx・PM法を制定し、環境基準の達成が困難な大都市地域における対策を強化したほか、自動車単体の排出ガス規制を平成17年より大幅に強化することとしています。また、平成13年7月に環境省、経済産業省及び国土交通省において策定した「低公害車開発普及アクションプラン」に基づき、低公害車の率先導入、普及支援等の取組を進めています。
- ・ 今後、自動車排出ガス対策を一層推進するとともに、窒素酸化物、炭化水素等のガス状物質が大気中で変化し生成する二次粒子対策についても発生機構の解明や原因物質の排出削減について検討するなど、浮遊粒子状物質の排出削減のための総合的な対策を実施していく必要があります。
- ・ 湖沼、内湾等の閉鎖性水域については、窒素及びりん排水規制に加え、総量規制の導入や湖沼法による総合的な対策を講じていますが、水質汚濁の大きな要因と考えられている生活系排水対策を一層強力に進めていくとともに、非特定汚染源について、さらに汚濁負荷量の把握や対策手法の確立等を進めていく必要があります。
- ・ 健全な水循環や流域における水収支の視点から、河川流域全体を視野に入れた水環境の保全対策が必要となっています。
- ・ 水生生物への影響にも留意した環境基準等の水質目標について検討を進めていく必要があります。
- ・ 農用地の土壌汚染対策については、農用地土壌汚染防止法に基づく対策を計画的に推進しておりますが、近年、判明事例が急増している市街地等の土壌汚染対策については、平成14年5月に土壌汚染対策防止法が制定されたところであり、法の円滑な施行に向けた体制整備が必要となっています。

#### 【15年度の方向性】

様々な物質が大気、水質、土壌などの媒体を經由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)の低減・管理を一層推進するため、生態系保全も視野に入れた化学物質の審査・規制の枠組みの導入を図るとともに、PRTR制度により法に基づき得られたデータの活用を図りつつ、環境リスクの的確な把握・評価を行い、リスク削減対策に反映させていきます。また、国民の環境リスクへの不安に対する的確に対処するため、リスクコミュニケーションの推進に努めます。

さらに、大気中の浮遊粒子状物質、湖沼や内湾の水質汚濁など環境基準の達成が芳しくない項目については、最新の知見や技術も活用しながら、原因の究明と対策の推進に一層努めます。

## 分野 6：環境教育・環境保全活動の活性化

### 【現状】

- ・ 平成 11 年の中央環境審議会において、多様化・深刻化する環境問題に対応していくためには、国民一人ひとりが人間と環境との相互作用について理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を行っていくことが必要であり、幼児から高齢者まで、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場等多様な場において、環境教育、環境学習を総合的に推進することが必要であると指摘されています。
- ・ 平成 13 年度における環境カウンセラーの登録者数は 2,966 名、こどもエコクラブのクラブ数は約 4,200 クラブとなっています。
- ・ 近年、民間団体による地球環境保全のためのさまざまな活動が活発になっており、国内の環境保全だけにとどまらず、開発途上国を中心とした海外においても、植林や野生生物の保護などの環境保全活動を展開する民間団体が増えており、これらの活動に対する国民各界の関心も高まっています。

### 【これまでの取組と課題】

- ・ 国民一人ひとりの環境問題に対する理解や認識を深めるため、環境月間、エコライフ・フェア等の各種普及啓発活動を実施するとともに、「環の国会議」を開催し、報告を取りまとめました。
- ・ 「環境カウンセラー事業」により、環境カウンセラーの登録を行っていますが、登録者数は着実に増加しているものの、当面の目標(5,500 人)には届かず、環境カウンセラーを地域における環境保全活動のために活用していくためにはまだ大幅に不足しています。また、登録者の一層のレベルアップも必要です。
- ・ また、シルバー層を地域における環境活動の担い手として育成するための仕組みやモデルカリキュラムの検討を行いました。
- ・ 小中学生の地域における環境活動を支援する「こどもエコクラブ事業」を地方公共団体と連携して実施しており、こどもエコクラブに対して環境に関する分かりやすい情報の提供等を行うとともに、こどもエコクラブアジア太平洋会議を開催し、アジア太平洋地域諸国で環境保全活動を行っている子供たちの交流の場を提供しました。
- ・ 文部科学省と連携して国立公園等で子どもたちが環境保全活動や自然体験活動などを行う「子どもパークレンジャー事業」を実施しました。
- ・ 環境学習支援事業により、平成 13 年度までに、廃棄物、水、大気の各分野の環境学習プログラムを整備し、全国の地方公共団体や小中学校に提供しました。また、平成 13 年度から NGO / NPO、企業、行政機関の情報発信を支援するサイトとして「環境らしんばん」を開設し、NPO や環境イベントの情報提供を行っています。
- ・ 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して、環境 NGO や企業等とのパートナーシップ形成の促進・拡充に努めてきました。また、タウンミーティングや MOE メール の活用等により、国民との直接対話によるパートナーシップの形成を進めています。
- ・ NGO 等の優れた政策提言を環境政策に反映することを目的に NGO 環境政策提言フォーラムを開催しました。
- ・ 一方、環境保全活動を目的とする民間活動を推進するため、国及び民間の拠

出に基づく「地球環境基金」により、NGO等による環境保全活動に対する助成や人材の育成等に対する支援を行っています。このうち助成については、平成13年度は223団体、総額約7億9千万円の助成を行いました。

- ・ 地域における環境保全活動を強力に推進するためには、環境カウンセラー制度の見直しや研修の拡充を含め、人材育成方策の大幅な拡充を検討していく必要があります。
- ・ また、NPO/NGOとの連携を図りつつ、環境分野における多様な人材を育成し、環境保全活動への活用を進めるとともに、地方環境対策調査官事務所を活用した環境保全活動を検討する必要があります。
- ・ 現在、中央環境審議会において環境保全活動の活性化方策を検討しており、法制度の整備や地域における環境保全活動を活性化させるためのNPO法人の税制優遇措置等その検討結果を踏まえた対応が必要となります。

#### 【15年度の方向性】

環境教育や環境保全活動の活性化を進めるため、既存施策の積極的な推進を図るとともに、環境分野における多様な人材の育成・活用、NPO法人に対する支援の拡充、地方環境調査官事務所の活用等を図っていきます。

## 分野 7：ヨハネスブルグサミットを踏まえた国際協力の展開

### 【現状】

- ・ 1992年（平成4年）リオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で地球サミット（国連環境開発会議）が開催され、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択されました。
- ・ 1993年（平成5年）6月、アジェンダ21に基づき、国連経済社会理事会の下部組織として「持続可能な開発委員会（CSD）」が設立されました。CSDは、我が国を含めた53か国からなり、アジェンダ21の実施状況の監視やレビューなどを行っています。
- ・ 2002年（平成14年）8月にはヨハネスブルグ（南アフリカ）において、アジェンダ21の実施状況の包括的レビューとその取扱強化を目的として「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」が開催されます。
- ・ ヨハネスブルグサミットは、準備プロセスにおいて地域レベルからの積み上げを重視しており、アジア太平洋地域では、2001年（平成13年）11月にブノンペン（カンボジア）で開催された準備会合で、省エネ・循環型社会の実現、衛星モニタリング等の科学的基盤整備などアジア太平洋地域の重点事項と取組方針（地域要綱）を取りまとめました。
- ・ 2002年5月27日～6月7日にバリ（インドネシア）で開催された最終準備会合においては、アジェンダ21の実施を促進するための取組についてまとめたヨハネスブルグサミット実施計画の合意に向けた交渉と政治宣言の要素の検討が行われました。この実施計画は、環境保全の観点から重要な事項が数多く盛り込まれることになりましたが、一方で貿易と資金など先進国と開発途上国の意見の相違が大きく、歩み寄りのみられない問題もあり、全面合意には至りませんでした。

### 【これまでの取組と課題】

- ・ 国内における取組としては、平成5年にアジェンダ21に対応したプログラム分野ごとに今後実施しようとする具体的な事項を行動計画として取りまとめた『アジェンダ21』行動計画』を決定し、これに基づき種々の取組を行っています。
- ・ 平成7年に「ローカルアジェンダ21策定ガイド」を公表し、地域における取組の推進を図っており、平成14年2月28日現在すべての都道府県と12政令都市、184市区町村でローカルアジェンダ21が策定されています。
- ・ 平成8年に「持続可能な開発のための日本評議会（JCSD）」を設置し、持続可能な開発に関して、政府、産業界、NGO等我が国の社会の主たる構成メンバー相互の対話を定期的に行っています。
- ・ 国外での取組としては、アジア太平洋地域において、アジア太平洋環境会議（エコアジア）、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）、アジア太平洋イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）、ESCAP（国連アジア・太平洋経済社会委員会）・アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議等において、アジア太平洋地域における環境問題についての討議やヨハネスブルグサミットへの提言の取りまとめ等を行っています。
- ・ ヨハネスブルグサミットを契機としてアジア太平洋地域における持続可能な

発展を強力に進めるため、開発途上国に対する科学者等の人づくりや活用可能な政策ツールの開発など戦略的な国際協力等の展開を図っていく必要があります。

- ・ 国内では、ローカルアジェンダを行動に移していくための取組を進める必要があります。

#### 【15年度の方向性】

ヨハネスブルグサミットを踏まえて、アジア太平洋地域を中心に、人材育成支援や途上国で活用できる政策ツールの開発・普及に取り組むなど、途上国における持続可能な発展を強力に進めるための戦略的な国際協力の展開を図ります。